

Title	評価規約における収益費用観・資産負債観の意義：斎藤学説 (6)
Sub Title	Valuation rule and two conceptual views of earnings : case of Saito theory (6)
Author	笠井, 昭次(Kasai, Shōji)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2020
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.63, No.1 (2020. 4) ,p.27- 47
JaLC DOI	
Abstract	<p>[(事業資産・金融資産分類 ⇔ 配分・評価分類) → 評価規約] (⇔：同位関係)とでも定式化できる斎藤学説には、大別して、事業資産・金融資産分類の会計への援用可能性の問題、配分・評価分類の妥当性の問題、そして、両分類の同格性の問題、という3点の論点があるが、そのうちの前二者については、前稿までにおいて検討した。そこで、本稿では、第3の問題を簡単に素描した後に、斎藤学説の総括的な理論的意義にふれることにしよう。</p> <p>まず事業資産・金融資産分類と配分・評価分類とが同位関係にあることによって、種々の論理的混乱が生じているが、ここでは、①事業資産の購入時売却時価での評価と事業資産の下位カテゴリーである製品等の取得原価評価との整合性欠如、②金融資産の売却時価評価と金融資産の一下位カテゴリーである満期保有目的有価証券の償却原価評価との整合性の欠如、そして③時価評価の要件が、金融資産と金融資産の一下位カテゴリーである売買目的有価証券とでは異なっていること、という3点を取上げて検討した。</p> <p>最後に、斎藤学説の総括的な理論的意義であるが、理論の構造の側面に関して、2個の資産分類の同格的な存在に起因する整合性の欠如があること、他方、理論の機能の側面に関して、計算対象および計算方式の不適切な構成に起因する現行会計実践に対する説明力に不備があることという2点に、斎藤学説の理論的欠陥が集約できると筆者は考えている。</p> <p>しかし、そのうちの理論の構造の側面に関しては、より複雑であり、計算対象につき2個の資産分類が混在することにだけでなく、計算対象と計算方式との関係づけがなされていないことにも、問題があるのである。この点を、補論において検討した。</p> <p>いずれにしても、理論の構造の側面に関する整合性の欠如、および、理論の機能の側面に関する計算対象・計算方式の現行会計実践に対する説明力の不備という点に、説明理論としての斎藤学説の問題点がある、というのが筆者の結論である。</p>
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20200400-0027

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

評価規約における収益費用観・資産負債観の意義

— 斎藤学説（6） —

笠井昭次

<要 約>

〔事業資産・金融資産分類 ⇔ 配分・評価分類〕 → 評価規約〔⇔: 同位関係〕とでも定式化できる斎藤学説には、大別して、事業資産・金融資産分類の会計への援用可能性の問題、配分・評価分類の妥当性の問題、そして、両分類の同格性の問題、という3点の論点があるが、そのうちの前二者については、前稿までにおいて検討した。そこで、本稿では、第3の問題を簡単に素描した後に、斎藤学説の総括的な理論的意義にふれることにしよう。

まず事業資産・金融資産分類と配分・評価分類とが同位関係にあることによって、種々の論理的混乱が生じているが、ここでは、①事業資産の購入時売却時価での評価と事業資産の下位カテゴリーである製品等の取得原価評価との整合性の欠如、②金融資産の売却時価評価と金融資産の一下位カテゴリーである満期保有目的有価証券の償却原価評価との整合性の欠如、そして③時価評価の要件が、金融資産と金融資産の一下位カテゴリーである売買目的有価証券とは異なっていること、という3点を取上げて検討した。

最後に、斎藤学説の総括的な理論的意義であるが、理論の構造の側面に関して、2個の資産分類の同格的な存在に起因する整合性の欠如があること、他方、理論の機能の側面に関して、計算対象および計算方式の不適切な構成に起因する現行会計実践に対する説明力に不備があることという2点に、斎藤学説の理論的欠陥が集約できると筆者は考えている。

しかし、そのうちの理論の構造の側面に関しては、より複雑であり、計算対象につき2個の資産分類が混在することにだけでなく、計算対象と計算方式との関係づけがなされていないことにも、問題があるのである。この点を、補論において検討した。

いずれにしても、理論の構造の側面に関する整合性の欠如、および、理論の機能の側面に関する計算対象・計算方式の現行会計実践に対する説明力の不備という点に、説明理論としての斎藤学説の問題点がある、というのが筆者の結論である。

<キーワード>

事業資産・金融資産分類、配分・評価分類、満期保有目的有価証券、売買目的有価証券、整合性の欠如、会計理論のモザイク化、理論の構造（整合性の有無）、理論の機能（現行会計に関する説明力の有無）、計算対象と計算方式との関係

IV 事業資産・金融資産分類と配分・評価分類との同位関係性を巡る問題

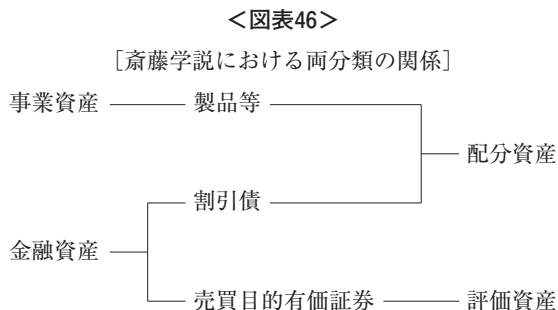
以上において、事業資産・金融資産分類および配分・評価分類の問題点を筆者なりに検討したが、それも一段落したので、最後に、事業資産・金融資産分類と配分・評価分類との関係に関する問題点を取上げることにした。

事業資産・金融資産分類というのは、Ⅱにおいて詳細に検討したように、もともと、企業価値評価に由来する分類であり、会計的損益計算を指向する配分・評価分類とは、計算目的を異にしているのである。そのように、計算目的を異にするふたつの分類が混在しているとすると、その体系の全体像を視野に入れた場合、そのどこかに、ヒズミ（整合性の欠如）が生じないのであろうか。筆者は、そのような疑念を抱いており、これまでの検討においても、折にふれて、その点に関する危惧を、述べてきた。そこで、最後に、纏めを兼ねて、この問題を取上げることしよう。

そこで、まず（1）において、両分類が同格的に位置づけられ混在していること、およびその結果として、帰属項目にズレがあることを確認する。そうしたズレの存在により、体系の全体像を俯瞰した場合、そこに、種々の整合性の欠如が生じてしまうことを、（2）で明らかにする。しかし、その多くは、これまでに言及したことなので、ここでは、そのうちの時価評価の要件の二義性に的を絞って検討することとしたい。そして、そうした整合性の欠如がもたらすものは、会計理論のモザイク化に他ならないが、その点に関する私見の一端を、（3）で纏めることとしたい。

（1）事業資産・金融資産分類と配分・評価分類との同位関係性および帰属項目のズレ

斎藤学説には、これまで検討してきたように、主観のれんの有無による事業資産・金融資産分類、および配分・評価分類が組込まれているが、両分類の関係を、製品等、割引債（満期保有目的の有価証券）、および売買目的の有価証券の3項目によって端的に示せば、次のようになろう。



斎藤学説においては、このふたつの分類が、いわば同格として位置づけられていることには、

格別の留意が必要である。そこで、ここでは、この同格的位置づけを同位関係とよぶことにする。もっとも、Ⅱ（6）でもふれたように、事業資産・金融資産分類の、会計への導入の根拠が語られていないので、同格的位置づけという規定についても、明確に主張されているわけではない。しかし、次のふたつの理由により、筆者はそのように考えざるを得ないのである。

まず第1の理由としては、金融資産の時価評価に関する原理的妥当性と一般的適用性の否定とといったきわめて難解な見解が主張されていることである。すなわち、事業資産・金融資産分類における（その企業価値が〔割引現在価値＝時価〕として定式化できる）金融資産には主観のれんが欠如しており、したがって、その時価が期待と事実とを表現していることを根拠にして（既述のように、その根拠の妥当性には問題なしとしないが）、齋藤学説では、金融資産は、時価で評価されるのである。しかし、その金融資産の一部（割引債等）については、現行会計実践では時価評価ではないところから、齋藤学説は、金融資産の時価評価の一般的適用性を否定せざるを得ないことになる。しかし、その場合、あり得べき理論構築の方向としては、例えば、金融資産の時価評価そのことを否定しつつ、時価評価を売買目的有価証券に限定することも、可能だったはずである。しかるに、そうした方向は一顧だにせず、金融資産の時価評価そのものについては、あくまで原理的に妥当であると主張したのである。そのことからすれば、齋藤学説は、金融資産の時価評価という理念はあくまで維持したまま、事業資産・金融資産分類を会計に持込もうとしていたと推察できるのではないだろうか。その意味において、事業資産・金融資産分類の論理は、配分・評価分類の論理とあくまで同格的に位置づけられていると言ってよいように筆者には思われるのである。

そして第2の理由としては、齋藤学説においては、図表46に示したようなズレが、何ら調整されないままに、保持されていることが挙げられよう。こうしたズレがひとつの理論体系内に存在しているとしたら、本来、その調整ないし修正が、なされてもしかるべきであろう。現に、齋藤学説と同じ系譜に属していると思われる米山学説においては、割引債が、製品等と同じく、主観のれんの存在する資産カテゴリー（外延が異なっているので、事業資産という用語は使えないと思われるが、米山学説では、特に名称が与えられていないので、ここでは便宜、カッコを付して、「事業資産」と表記しておく）に帰属させられているのである（その結果として、売買目的有価証券だけが帰属する、主観のれんの欠如した資産カテゴリーを、ここでは便宜、「金融資産」と表記しておく）。

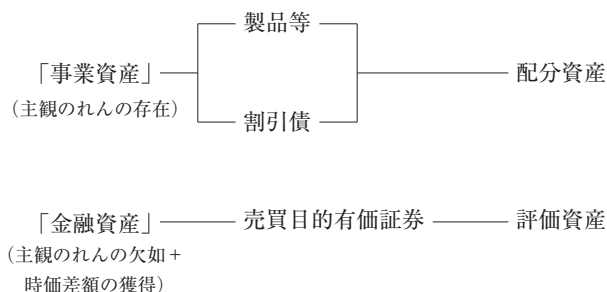
以上を示せば、図表47のようになる。

なお、米山学説では、こうした「事業資産」・「金融資産」という区分を成立させるために、「金融資産」概念の内包については、齋藤学説の金融資産における「主観のれんの欠如」から「のれんの獲得を目指す、もっぱら市場価格の有利な変動を期待して行うもの」（米山 [2003] 2ページ）へと変更せざるを得なくなったのである。

このように、米山学説では、事業資産・金融資産の概念が修正されたので、その結果として、割引債項目の帰属が変更され、両分類のズレは、消滅しているのである。つまり、米山学説では、齋藤学説における事業資産・金融資産分類は、配分・評価分類に合わせる形で修正されているのである。そのかぎりでは、米山学説については、事業資産・金融資産分類は、配分・評価分類に対

<図表47>

[米山学説における両分類の関係]



して、同格として位置づけられているとは言えないであろう。

もっとも、こうした調整あるいは修正が、どのような意図でなされたのか、そして理論的に妥当であったのかどうかは、まったく別の問題であり、その点については別途検討されなければならないが、しかし、こうした方向も、理論的には考えられたはずなのである。

いずれにしても、ズレの存在自体に問題が存在するにもかかわらず、こうしたズレを放置したままにしておいたということは、理論的には、あくまで、事業資産・金融資産分類と配分・評価分類とを同格として位置づけようとしていた、ということの証左とみてよいのではないだろうか。

以上のように、事業資産・金融資産分類と配分・評価分類との同位関係性は、両分類の帰属項目のズレの存在と密接に関連しているので、以下では、両分類の帰属項目に関するズレの存在を手掛りにして、同位関係性の本質に迫ることにしたい。

(2) 評価規約の整合性に関する混乱

(i) 評価規約に関するみっつの整合性の欠如

図表46に示したようなズレがあることから、斎藤学説には、評価規約の整合性に大きな混乱が生じている。ここでは、既にふれたことを含めて、①事業資産の購入時の売却時価（CIF）評価という特質と、事業資産の一下位カテゴリーたる製品等の取得原価（COF）評価という特質との整合性の欠如²⁶⁾、②金融資産の売却時価評価と、金融資産の一下位カテゴリーたる割引債（満期保

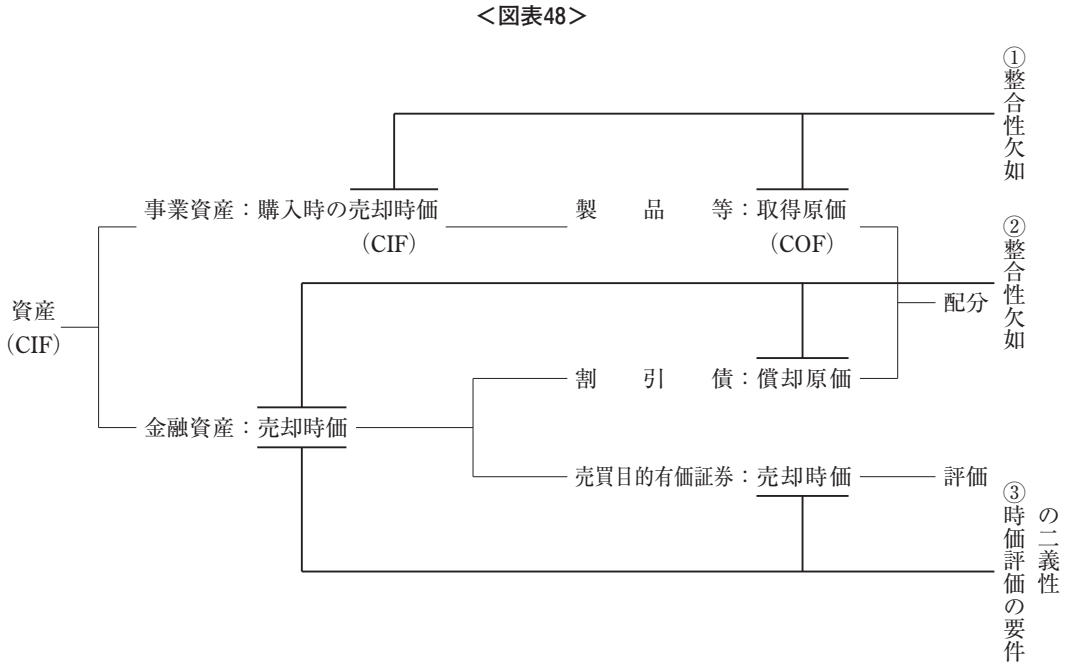
26) なお、事業資産は、斎藤学説では、取得原価評価とされているが、純理論的には、購入時の売却時価で評価されなければならないと筆者は考えている。ここでは、そのことを前提としているので、整合性の欠如は、事業資産と製品等との間に顕現化したのである。

その点、斎藤学説のように、事業資産を取得原価評価とした場合には、事業資産と製品等との間には、整合性がある。しかし、その場合には、事業資産と金融資産とを統括する資産概念一般は、事業資産・金融資産分類が企業価値評価に由来しているいじょう、割引現在価値（CIF）という属性を具えていると考えなければならないはずである。したがって、この場合には、資産概念の割引現在価値（CIF）と事業資産＝製品等の取得原価（COF）との間に、整合性の欠如が顕現化するのである。

事業資産・金融資産分類と配分・評価分類とが素性を異にしているいじょう、それが混在しているかぎり、顕現化する個所に相違はあるにしても、どこかに、整合性の欠如が生じることは、けっして奇異なことではない。

有目的有価証券) のいわゆる償却原価評価との整合性の欠如, そして③時価評価の要件の二義性(時価評価の要件が, 金融資産と, 金融資産の一下位カテゴリーたる売買目的有価証券とでは異なっていること), というみつつの混乱を指摘しておこう。

それを一表化すれば, 次のようになろう。



このうち①および②については, 既に取上げたので, ここでは, ③を組上に載せることにする。

(ii) 売買目的有価証券の時価評価に至る経緯

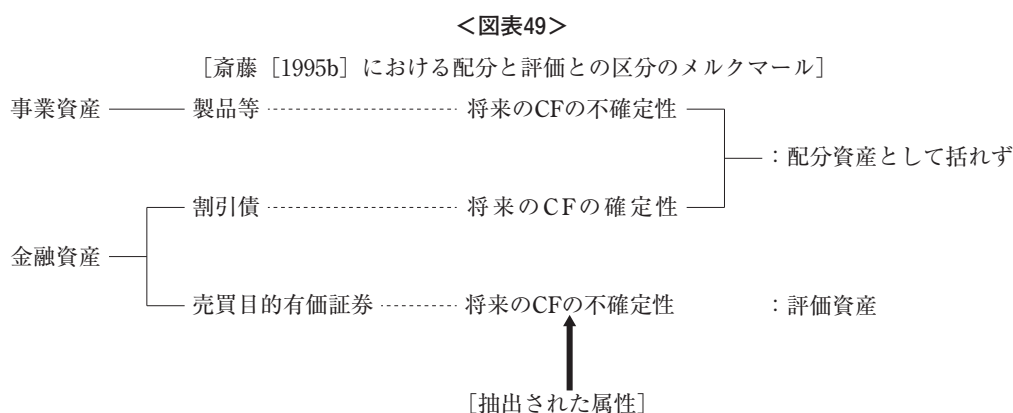
斎藤学説においては, 事業資産・金融資産分類における金融資産は, 主観のれんがなく, その時価が期待と事実とを意味しているとみなされているので, 事後の事実を記録するものとしての会計においても, 時価で評価されると説明されている。つまり, この段階での(金融資産にかかわる)時価評価の要件は, 「主観のれんの欠如」ということだけであった。

しかるに, 現行会計実践においては, 時価評価されるのは, 売買目的有価証券だけであり, 割引債等の満期保有目的有価証券は, 時価ではなく, 償却原価で評価されている。そのために, 改めて, 売買目的有価証券の時価評価の要件を定める必要性に迫られたのである。そこで, 斎藤学説は, 売買目的有価証券と割引債(満期保有目的有価証券)との属性の相違を探求せざるを得なくなったわけであるが, 斎藤 [1995b] においては, 将来のキャッシュフローの確定性の有無ということが, そのメルクマールとされたようである。

しかし, ここで問題を複雑にしたのは, 上記のような売買目的有価証券と割引債(満期保有目

的有価証券)とへの分化が、単なる金融資産の細区分ではなく、事業資産をも巻き込んだ、資産全体の配分・評価分類への再編成だったことである。その場合、割引債(満期保有目的有価証券)は、製品等の事業資産と共に、配分資産という同一のカテゴリーに含められなければならないので、割引債(満期保有目的有価証券)についてここで抽出されるべき属性は、単に、売買目的有価証券の属性と相違があればよいのではなく、さらに、製品等の属性との共通性を具えていなければならないようになったのである。

しかし、斎藤[1995b]における将来キャッシュフローの確定性の有無というメルクマールは、その点で、完全に失敗しているのである。それを示せば、次のようになる(CF:キャッシュフロー)。



すなわち、斎藤[1995b]によれば、図表6に纏めたように、資産の特質の点から、割引債には将来のキャッシュフローの確定性という属性が、売買目的有価証券には将来のキャッシュフローの不確定性という属性が抽出されたのであった。上記のように、両者が金融資産の細区分であるなら、それで、何の問題もなかったのであるが、この両資産項目への分別は、製品等をも巻き込む資産全体の再編成だったのである。そのため、割引債について抽出された属性は、製品等にも適用されなければならなかった。しかし、製品等に関する将来のキャッシュフローは全体として不確定と考えなければならないのであろうから(キャッシュアウトフローつまり費用の総額だけは確定しているとしても、その各期への配分額、および各期のキャッシュインフロー額つまり収益額は、不確定と考えざるを得ないので)、この属性によっては、割引債と製品等とを配分資産として括ることは不可能であり、ここに、配分・評価という分類は、理論的に成立しないことになってしまうのである。

もっとも、将来のキャッシュフローの確定性の有無というメルクマールの理論的欠陥については、I(3)(iv)でもふれたように、斎藤学説も、つとに認識していたようである。

その点を表白した部分を再掲しておこう(斎藤[1995b]24ページ、傍点は笠井)。

なお、評価と配分の選択は、本稿の範囲では（金融投資の範囲では、ということ…笠井注）将来のキャッシュフローが確定しているかどうか——ないしは確定した部分を独立に処理できるかどうか——で決められた。しかし、金融投資でなければ、それとは別の基準が必要かもしれない。実物投資のケースでは、将来の成果は不確定でも、価値の評価を否定した配分計算が結果として原価評価に結びついている可能性もある。期間配分とはいっても、その方法は償却原価法に限られているわけではない。そうした問題は、別の機会に論じよう。

これによれば、実物投資（事業資産）のケースでは、将来のキャッシュフローの確定性の有無とは別の基準の必要性が示唆されているのであるが、しかし、それにもかかわらず、そうした問題は別に論じればよいとみなしているようである。ということは、逆に言えば、金融資産のケースについては、将来のキャッシュフローの確定性の有無というメルクマールでよいということなのであろうか。

斎藤学説の真意は明確ではないが、もしそのように理解してよいとすれば、そうした主張には、筆者は根本的な疑念を抱かざるを得ない。配分・評価分類という背景を視野に入れるかぎり、探求されるべきメルクマールは、割引債と売買目的有価証券との分別の基準ではなく、割引債と製品等とが配分資産という同一の資産カテゴリーに組込まれるいじょう、製品等・割引債と売買目的有価証券とを識別する基準なのではないだろうか。もちろん、両者が結果的に同じものであることもあり得ようが、研究の手順としては、とりあえず、割引債と売買目的有価証券との分別に関する将来のキャッシュフローの確定性の有無というメルクマールをご破算にして、製品等・割引債と売買目的有価証券とを識別するメルクマールの探求に向かうべきだったのではないだろうか。現実には、割引債と売買目的有価証券との分別のメルクマールはキャッシュフローの確定性の有無でもそれなりに有意味であったのであるが、製品等・割引債と売買目的有価証券との分別のメルクマールは、次に述べるように、換金制約性の有無でなければならなかった。つまり、区別のメルクマールが異なってくるのである。

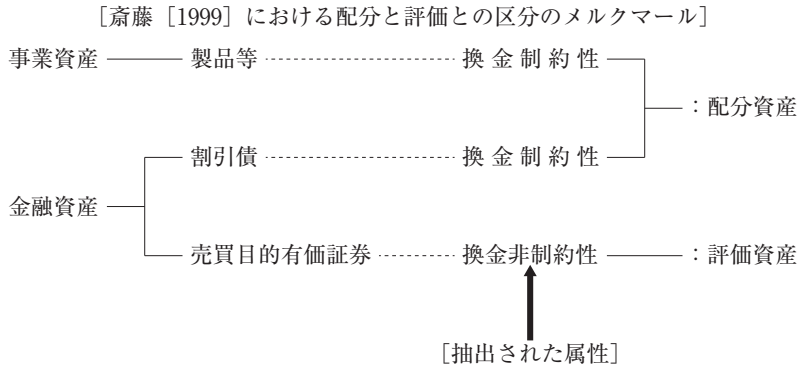
いずれにしても、斎藤 [1999] においては、換金に事業上の制約があるかないか、という別のメルクマールが提起されている。つまり、割引債等の満期保有目的の債券は、「満期まで保有するという事業目的によって、自由な換金を制約されている」金融資産（斎藤 [1999] 108ページ）として、また売買目的有価証券は、「換金に事業上の制約がない」金融資産（斎藤 [1999] 107ページ）として定義されているのである。

ここでは、便宜、前者の属性を換金制約性、後者のそれを換金非制約性とよべば、製品等の事業資産は、生産された製品の実現時までは、換金が制約されているとみてよいのであろうから、換金制約性という属性を具えていることになろう。そうであれば、割引債と製品等とは、換金制約性という共通の属性が存在しており、他方の換金非制約性という属性を具備した売買目的有価証券と、二項対立の関係にあるとみることも、不可能ではないと言ってよいであろう。

以上を纏めれば、図表50のようになろう。

ここで、やっと、配分・評価分類を根底に据えた、割引債と売買目的有価証券との種差（本質

<図表50>



的属性の相違)が提示されたので、時価評価の要件の二義性という当面の課題を議論することが可能になった。もっとも、この換金制約性の有無というメルクマールにも、問題がないわけではないが、²⁷⁾とにもかくにも、配分資産と評価資産とを区分するメルクマールではあるので、これを前提にして、当面の議論を進めることにしよう。

(iii) 時価評価の要件の二義性

図表50によれば、売買目的有価証券は時価評価されるのであるが、その場合には、時価評価の要件は、売買目的有価証券が主観のれんの欠如という属性を具えた金融資産の一下位カテゴリーであるいじょう、[主観のれんの欠如+換金非制約性]ということになる。それに対して、金融資産についても、その時価評価は原理的に妥当とみなされているのであるから、原理的には金融資産も時価で評価されるべきことになろうが、その場合には、時価評価の要件は、依然として、[主観のれんの欠如]ということになる。

以上を図示すれば、図表51のようになろう。

図表51から明らかなように、齋藤学説においては、ひとつの理論体系内に、[主観のれんの欠如]と[主観のれんの欠如+換金非制約性]というふたつの時価評価の要件が混在しているのである。こうしたふたつの要件が認められるとしたら、その二者をどのように使い分けたらよいのであろうか。さらに言えば、そもそも、ひとつの理論体系内に時価評価に関するふたつの要件が認められることなど、理論的には是認されることなのであろうか。

この点を、図表47に示した米山学説についてみれば、図表52のようになる。

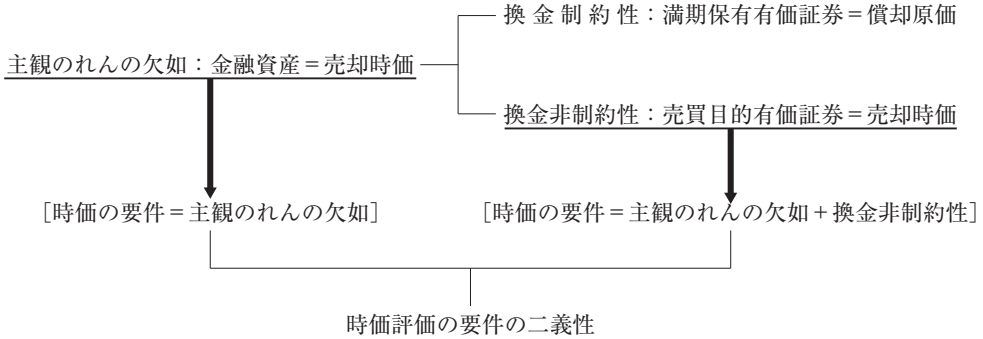
米山学説では、主観のれんの有無に関する事業資産・金融資産の概念内容が修正され、齋藤学説では主観のれんが欠如していると目された割引債に、主観のれんが存在するとみなされ、その結果、「事業資産」カテゴリーに変更されたのであった。そのために、当面の課題からすれば、「金融資産」は、主観のれんが欠如していることおよび時価差額の獲得を企図していることと定

27) 換金制約性の有無というメルクマールにも、問題なしとしないが、その点については、笠井 [2010] 第25章 (とりわけ、その4.2) を参照されたい。

<図表51>

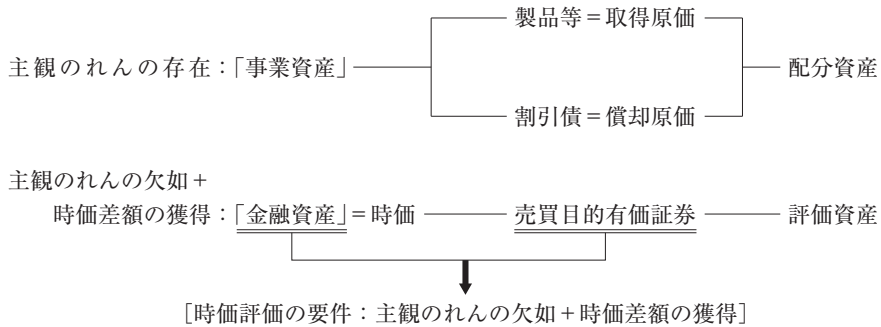
[斎藤学説における時価評価の要件（二義性）]

主観のれんの存在：事業資産



<図表52>

[米山学説における時価評価の要件]



義され、かつ、その「金融資産」に帰属するのは、売買目的有価証券だけになった。したがって、売買目的有価証券の時価評価の要件は、「金融資産」の時価評価の要件と同一になり、かくして、時価評価の要件は、[主観のれんの欠如 + 時価差額の獲得]というひとつになったのである。ここでは、主観のれんの有無についての変更をもたらすような、事業資産・金融資産分類の修正により、時価評価の二義性の問題は、消滅しているのである。

もっとも、こうした米山学説の変更・修正が、理論全体としてみたときに妥当であるかどうかはまったく別のことであり、その点は、後に、米山学説の検討のさいに論じなければならないが、ここでは、時価評価の二義性という当面の論点だけに限定すれば、このように、それを解消する²⁸⁾方途もあったのである。

28) 時価評価の二義性の解消という当面の論点だけに限定すれば、その他にも、主観のれんの欠如を要件とする金融資産の時価評価を原理的に否定する方向なども、考えられよう。もっとも、この場合には、事業資産・金融資産分類の会計への導入そのことに、問題が生じようが、しかし、そもそも、企業価値評価に由来する事業資産・金融資産分類を会計に導入することの根拠が説明されていないじょう、それも、やむを得ないということになるろう。

(3) 会計理論のモザイク化の現出とその原因

(i) 会計理論のモザイク化

斎藤学説における評価規約には、図表48にみられるようなみつつの整合性の欠如が存在するのであるが、次に、それが、会計理論の全体に及ぼす影響を考えることにしよう。ここでは、上位概念と下位概念との関係、および計算目的の関係というふたつの視点から整理することにしよう。

前者の視点からの整理とは、上位概念と下位概念との間に整合性の欠如が存在していることを含意している。すなわち、まず①事業資産の購入時売却時価（キャッシュインフロー性）と製品等の取得原価（キャッシュアウトフロー性）との整合性の欠如であるが、売却時価（キャッシュインフロー性）は、言うまでもなく、事業資産という上位カテゴリーに位置しているのに対して、取得原価（キャッシュアウトフロー性）は、製品等という下位カテゴリー（配分概念の一種）に位置している。また、②金融資産の時価評価と割引債の償却原価評価との整合性の欠如、および③金融資産の時価評価の要件と、売買目的有価証券の時価評価の要件との整合性の欠如にしても、（事業資産・金融資産分類レベルにかかわる）金融資産という上位カテゴリーと、金融資産の下位カテゴリーである（配分概念または評価概念にかかわる）割引債・売買目的有価証券との対立に位置していると言ってよいのである。つまり、三者とも、上位概念と下位概念との間の整合性の欠如に他ならない。

次に、後者の計算目的の関係からの整理とは、上位概念と下位概念との間に生じた整合性の欠如が、計算目的の相違に由来していることを含意している。すなわち、事業資産あるいは金融資産という上位概念は、言うまでもなく、事業資産・金融資産分類の論理、つまり企業価値差額としての損益計算という計算目的によって規定されているのに対して、製品等・割引債・売買目的有価証券といった下位カテゴリーは、配分・評価分類の論理、つまり会計上の純利益算出という計算目的によって規定されているのである。

以上を纏めれば、図表53のようになろう。

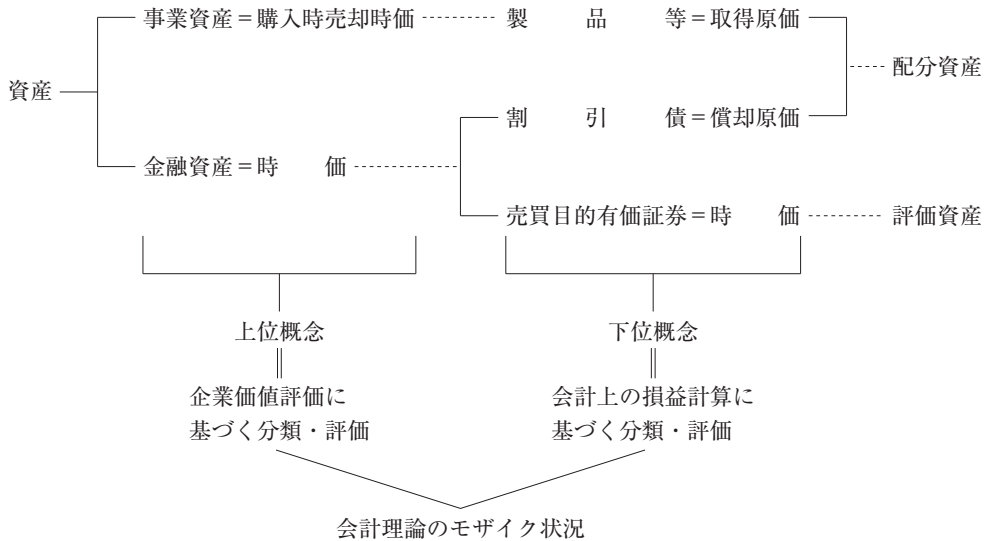
以上のように、斎藤学説においては、その上位概念と下位概念とに、それぞれ、企業価値評価あるいは企業価値差額としての損益計算（事業資産・金融資産分類）と、会計上の純利益算出（配分・評価分類）という異なった論理が作用しており、全体としてみると、会計理論のモザイク状況になっているように筆者には思われるのである。

(ii) 会計理論のモザイク化の原因

最後に、斎藤学説において、こうした会計理論のモザイク化が生じてしまったことの原因を、これまでにも折にふれ述べてきたところではあるが、対象理論およびメタ理論というふたつの視点から纏めておこう。

まず対象理論上の原因としては、(1)でふれたように、事業資産・金融資産分類と配分・評価分類とには計算目的上の相違があるにもかかわらず、それが視野に入っていなかった、ということが指摘されなければならない。そのために、何らの調整あるいは修正を試みることなく、両者を同格的に位置づけてしまったのである。会計学という視点からすれば、会計上の純利益算出

<図表53>



という計算目的によって規定された配分・評価分類が存在するにもかかわらず、計算目的を異にした、企業価値評価（あるいは企業価値差額としての損益計算）という計算目的によって規定された事業資産・金融資産分類を、何の調整あるいは修正も加えることなく、配分・評価分類といわば同格的に、会計（会計理論）に導入してしまったのである。そもそも、計算目的を異にするふたつの分類を同格的に導入してしまったいじょう、全体として、モザイク状況になってしまうのも、やむを得ないことであろう。

次にメタ理論上の原因であるが、それは、金融資産の時価評価に関する原理的妥当性と一般的適用性の否定といった主張に求められるであろう。理論的検討において、本当に、こうした議論が、罷り通ってしまってよいのであろうか。ごく素朴に考えれば、一般的に適用されているからこそ、原理的に妥当と言えるのであろうし、原理的に妥当であれば、一般的に適用されても、しかるべきなのではないだろうか。もっとも、社会現象においては、とかく例外が付きまとうものであるし、とりわけ会計学においては、例外の存在にきわめて寛容であると言ってよいであろう。しかし、そうは言っても、というより、そうであるからこそ、例外というものは、安易に認められてはならないのではないだろうか。つまり、例外の許容ということに、会計学は、もっと慎重になるべきなのではないだろうか。

V 斎藤学説の総括

以上において、評価規約にかかわる斎藤学説の批判的検討もひとまず終了したので、ここで、その総括をしておこう。筆者の関心は、現行会計実践（における評価規約）を合理的に説明する説明理論の構築にあるが、そうした視点からするかぎり、当面の検討対象である学説は、一方、

体系内的には、その全体にわたり、論理的な整合性を具えていなければならないし、他方、体系外的には、現行会計実践（における評価規約）を合理的に説明できなければならない。前者の整合性の具備を、理論の構造とみるなら、後者の現行会計実践に対する説明力の具備は、理論の機能と言ってもよいであろう。そこで、ここでは、（理論の構造にかかわる）体系内的な整合性および（理論の機能にかかわる）体系外的な合理的説明可能性というふたつの視点から、斎藤学説の総括的な理論的意義を纏めておきたい。

しかし、そのうちの（理論の構造にかかわる）体系内的な整合性という点については、斎藤学説における諸概念は、必ずしも純一なものではなく、種々の内容が混在している。そのために、その理論の構造は、かなり複雑なものになっている。そこで、具体的な評価規約にまで遡って、整理する必要がある。その検討結果によれば、計算対象の統一性が欠如していること（計算対象にふたつの論理が混在し整合性がないこと）というIV（3）でもふれた整合性の欠如だけではなく、計算対象と計算方式との関連づけがなされていないという意味での整合性の欠如も、存在するのである。そこで、こうした斎藤学説の、理論の構造に関する整合性の欠如の詳細は、補論において別個に取上げることとしたい。

評価規約に関する斎藤学説の全体像は、〔(事業資産・金融資産分類 ⇔ 配分・評価分類) → 評価規約〕(⇔: 同位関係) とでも定式化できる。すなわち、事業資産・金融資産分類と配分・評価分類というふたつの資産分類の上に構築されていること、しかも、その両分類が、同格的に位置づけられている（筆者の用語法によれば、同位関係にある）ことという点に、斎藤学説の著しい特質が見出せるのである。

両分類が同位関係にあるということは、斎藤学説においては、少なくとも結果的には、両分類に、何らの調整も施されなかったということの意味するものに他ならない。もちろん、その両分類が素性を同じくしており、そのまま併存しても何らかの形で調和することが予定されるのであれば、そのかぎりでは、特に問題がないと言ってもよいであろう。しかしながら、この両分類は、計算目的の視点からみて、明らかに、その素性を異にしているのである。すなわち、一方の事業資産・金融資産分類は、元来、企業価値評価のために便宜な資産分類であり、したがって、その計算目的は、企業価値評価、あるいは企業価値差額としての損益計算ということに限定されざるを得ないのである。それに対して、他方の配分・評価分類の計算目的は、一般に、投下資本回収計算としての損益計算（会計的損益計算）にあるとみなされているのではないだろうか（少なくとも、企業価値評価そのものを行なっているとは考えられていないはずである）。このように、事業資産・金融資産分類と配分・評価分類とでは、その計算目的が明らかに異なっており、したがって、その両者が同格的な関係にあるとすれば、会計には、ふたつの異なる論理が混在することになり、IVで検討したように、会計理論がモザイク化してしまうのも、きわめて当然のことなのである。

このように、両分類の調整ないし調和に関する問題意識が欠如していることによって、斎藤学説には、全体的にみて、理論の整合性が欠落している、ということが第1に指摘されなければならない。これが、現行会計の説明理論としては重大な理論的欠陥であることは、言わずもがなの

ことであろう。

しかし、仮にそれはさて置いたとしても、さらに、第2に、事業資産・金融資産分類および配分・評価分類のいずれもが、現行会計の説明に不適切である、ということも指摘されなければならない。すなわち、まず事業資産・金融資産分類であるが、計算対象の分類というのは、言うまでもなく、計算目的によって規定される。したがって、計算目的が異なれば、それに対応して、おのずから、計算対象の分類も異なってくる。そうであれば、上述のように、企業価値評価あるいは企業価値差額としての損益計算という計算目的にそぐうように分別された事業資産・金融資産分類は、投下資本回収計算という会計的損益計算を指向していると思われる現行会計実践の説明には、もともと適合しないのではないだろうか。したがって、事業資産・金融資産分類を会計に導入することは、そもそも、不可能だったのではないだろうか。

次に配分・評価分類であるが、この分類の計算目的は、投下資本回収計算としての損益計算とみなされているように思われるので、その意味では、事業資産・金融資産分類について直前に指摘したような、分類の計算目的（企業価値差額としての損益計算）と現行会計の計算目的（投下資本回収計算としての損益計算）との齟齬は、存在しない。配合・評価分類は、そのかぎりにおいて、事業資産・金融資産分類のように、現行会計に導入することについて不適格性があるわけではない。

しかし、現行会計の計算方式に関する説明能力については、問題なしとしない。すなわち、フローとストックとの関係にかかわるこの計算方式の議論においては、一般にプールの事例が持出されることから明らかなように、フローは必ずストックの増減をもたらし、ストックの変動には必ずフローが随伴するとみなされてしまっているようである。つまり、フローとストックとは必ず連動しているとみなされているようなのであるが、そのことは、フローには必ず物量性がある（つまり、フローとは物量的フローである）、ということの意味していると言っただけであろう。

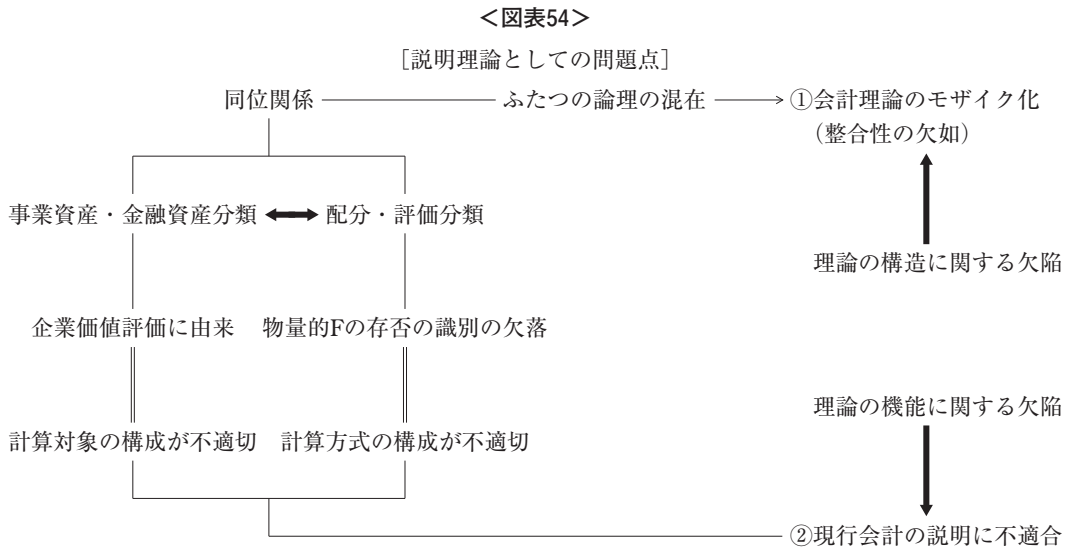
しかしながら、すべての損益産出活動に物量的フローが随伴するわけではない。結論的に言えば、物量的フローが存在するのは、実は価値生産活動という損益産出活動に限定されるのである。それに対して、金融活動あるいは資本貸与活動については、人間労働力による価値生産には関係ないので、物量的フローは、随伴しない（フローとストックとは連動しない）のである。したがって、上記の一般見解においては、本質的には、計算対象としては価値生産活動しか想定されていないと言わざるを得ないのである。逆に言えば、金融活動あるいは資本貸与活動のように、「フロー（物量的フロー）がないのに、ストックの価値（価格）の増減（ストック差額）がある」といった事象は、理論的枠組に入っていないわけである。

しかるに、現実の企業の損益産出活動には、価値生産活動のみならず、金融活動あるいは資本貸与活動が存在している。言うまでもなく、金融活動あるいは資本貸与活動なしには、企業は、存立し得ないはずなのである。そうであれば、計算方式にしても、物量的フローの存否の視点から、物量的フローにかかわる計算方式と、ストック差額にかかわる計算方式とが、峻別されなければならない理である。しかるに、配分・評価分類においては、価値生産活動という計算対象だけが暗黙の前提に据えられているためであろうか、理論的には、ストック差額という概念は認知

されていないし、ストック差額にかかわる計算方式も、存在しないのである。つまり、ストック差額も、フロー概念として説明されてしまっているのである。したがって、今日使われているいわゆるフローという用語には、(価値生産活動にかかわる)「物量的フロー」と、(金融活動ないし資本貸与活動にかかわる)「ストック差額」というふたつの異なった概念が含まれているにもかかわらず、そのことが、きちんと認識されていないわけである。

以上のように、配分・評価分類は、物量的フローの存否を識別するという視点が欠落しているために、計算方式の概念としては不適切なものになっており、現行会計の説明に適合しないのである。

以上を纏めれば、次のようになる (F:フロー)。



斎藤学説の全体像を俯瞰すれば、上の図表にあるように、大別して、①事業資産・金融資産分類と配分・評価分類という素性を異にしたふたつの資産分類が同格的に位置づけられたことに起因する、体系的な整合性の欠如、および②両資産分類の不適切な構成の在り方に起因する、現行会計に関する説明力の不備 (つまり、一方、事業資産・金融資産分類については、計算対象の類別の点で、現行会計の説明に不適切であること、他方、配分・評価分類については、計算方式の構成の点で、現行会計の説明に不適切であること) というふたつの理論的欠陥が抽出できるのである。前者の①は、いわば理論の構造に関する欠陥であるのに対して、後者の②は、いわば理論の機能に関する欠陥に他ならない。

斎藤学説は、総括的にみて、(整合性にかかわる)理論の構造、および(現行会計の説明力にかかわる)理論の機能という2点において、説明理論としては成立し難い、というのが筆者の結論である。

補論 斎藤学説の、整合性の欠如に関する実相

(1) 事業資産・金融資産分類および配分・評価分類の具体的内容とその問題点

斎藤学説の全体像については、以上のように、①理論自体における整合性の欠如、および②現行会計の説明力についての不備というふたつの問題点があると筆者は考えている。しかし、そのうちの①理論それ自体の整合性に関する側面に関しては、斎藤学説においては、実は、その諸概念には種々の内容が混在しており、もっと複雑な様相を呈しているのである。すなわち、前記のVでは、おおむね、一方、計算対象の論理については事業資産・金融資産分類で代表させるとともに、他方、計算方式の論理については配分・評価分類で代表させたのであった。しかし、評価規約に関する斎藤学説の理論構造は、そのように単純なものではなく、配分・評価分類のところでは垣間見えたように、より錯綜しているのである。したがって、この点を具体的に整理しておかなければ、斎藤学説の実相は、見えてこないであろう。

そこで、〔(事業資産・金融資産分類 ⇔ 配分・評価分類) → 評価規約〕(⇔: 同位関係)という斎藤学説の定式化を構成するふたつの資産分類について、その具体的内容をもう少し詳しく見てみよう。まず配分・評価分類は、図表28(ロ)に示したように、一方、換金制約性の有無というメルクマールから明らかなように、計算対象の論理にかかわっている。しかし、他方で、フローとストックとの関係に関するフロー起点方式(フロー主導方式)・ストック起点方式(ストック主導方式)という分別にも言及していることから分るように、計算方式の論理にもかかわっている。

要するに、配分・評価分類については、その規定内容に関しては、計算対象の論理および計算方式の論理の両者にかかわっているが、そのうちの前者の計算対象の構成内容に関しては、換金制約性の有無というメルクマールによって分別されているわけである。

それに対して、事業資産・金融資産分類のほうは、もっぱら、主観のれんの有無という側面から論じられていると言ってよいであろう。他方、こうした計算対象の側面の強調とは対比的に、フローとストックとの関係にかかわる計算方式の側面については、ほとんど語られていない。そのかぎりでは、事業資産・金融資産分類には、計算方式の概念が欠落している(あるいは、計算方式の概念との関連が看過されている)と言わざるを得ないであろう。

要するに、事業資産・金融資産分類については、その規定内容に関しては、計算対象の論理のみにかかわっており、そして、その計算対象の構成内容に関しては、もっぱら主観のれんの有無というメルクマールによって分別されていたということになる。

以上を纏めれば、次のようになろう。

<図表補論1>

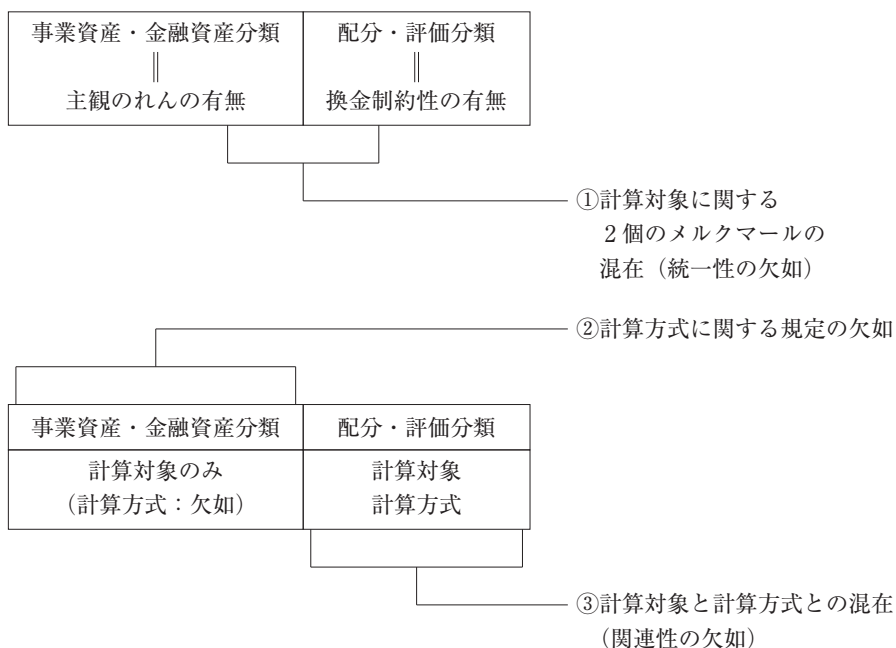
	事業資産・金融資産分類	配分・評価分類
規定内容	計算対象のみ (計算方式: 欠落)	計算対象および 計算方式
計算対象の構成内容	主観のれんの有無	換金制約性の有無

以上のように、評価規約の規定内容および計算対象の構成内容というふたつの側面において、事業資産・金融資産分類と配分・評価分類とは、大きな相違がみられるのである。そこで、その相違の理論的意義について、筆者なりに検討しなくてはならない。

いまその相違点を整理すれば、一方、計算対象の識別のメルクマールに関しては、①事業資産・金融資産分類における主観のれんの有無と、配分・評価分類における換金制約性の有無というふたつの異なったメルクマールが混在していること、他方、規定内容に関しては、②事業資産・金融資産分類には、計算方式の概念が欠落していること、その点、配分・評価分類には、計算方式の概念は含まれているものの、③計算対象の概念と計算方式の概念とが、その関連が不明なままにいわば混在していること、という3点に集約できる。

以上を纏めれば、次のようになる。

<図表補論2>



以下において、この3点の理論的意義を、順次、筆者なりに検討することとしたい。

(2) 計算対象に関する統一性の欠如の問題

斎藤学説の評価規約は、繰返し述べているように、事業資産・金融資産分類と配分・評価分類というふたつの資産分類の上に構築されているのであるが、そのふたつの資産分類の、計算対象に関する分類メルクマールが、異なっているのである。両者は、一体、どのように関係しているのだろうか。しかしながら、斎藤学説においては、そのそれぞれが、個々別々に語られているだけなのである。つまり、事業資産・金融資産分類に関する主観のれんの有無というメルクマー

ルと配分・評価分類に関する換金制約性の有無というメルクマールとが、Vで述べたように、何の調整もないままに、独自に主張されているにすぎない。そこでは、主観のれんの有無をメルクマールにした事業資産・金融資産という計算対象の分別と、換金制約性の有無をメルクマールにした配分・評価という計算対象の分別とが、いわば混在しているにすぎず、計算対象の全体が、ひとつの視点から統一的に構成されていない。要するに、整合性が欠如しているのである。

しかしながら、理論というものを、全体として首尾一貫した論理の体系と考えるかぎり、計算対象を、統一的な視点に基づき構成しなくてよいのか、ということが問われなければならないであろう。今日の会計実践に関する説明理論の構築を企図するかぎり、会計的損益計算（投下資本回収計算としての損益計算）という視点に適合する計算対象のメルクマールを探求し、それに基づいて、計算対象を統一的に再構成する必要がある、あるのではないだろうか。

しかし、斎藤学説には、そうした試みがなされた形跡は、窺えない。おそらく、そのような努力がなされなかったことの原因は、Vで述べたように、事業資産・金融資産分類と配分・評価分類との同位関係性という理解の仕方に求められるのかもしれない。そのために、会計的損益計算に適合する統一的な計算対象を構成する、という方向性を見失ってしまったのではないだろうか。そうであれば、逆に言って、現行会計の妥当な説明理論の構築のためには、同位関係性という概念を放棄し、会計的損益計算に適合する統一的な計算対象を構成しなければならないということになろう。

（3）事業資産・金融資産分類における計算方式概念の欠如の問題

次に、斎藤学説においては、事業資産・金融資産分類については、もっぱら主観のれんの有無ということに関心が寄せられ、計算方式との関連については、ほとんど言及されていない。現に、金融資産の評価規約にしても、もっぱら主観のれんの欠如ということから、その時価評価が導出されているのである。

それに対して、他方の配分・評価分類に関しては、評価規約の規定要因として、計算対象のみならず、計算方式にもかかわっているとも思われるのに、どうして、事業資産・金融資産分類では、計算方式との関連が、語られていないのであろうか。事業資産・金融資産分類と配分・評価分類とは、評価規約の規定に関して、そうした意味で、整合性が欠如していると言わざるを得ないが、しかし、当面、それはさて置いたとしても、計算方式とのかかわりを特定化することなく、会計処理を合理的に説明することなど、そもそも可能なのであろうか。

そこで、この点を一般論として考えておこう。そのために、図表34における割引債の償却原価（利息法）の事例（2年後に元利合計144（利子率20%）で償還される約束の割引債を第I期期首に現金で購入した（会計期間は1年）という事例）を取上げよう。その場合、 $100 (= 144/1.2^2)$ で購入された割引債は、償却原価（利息法）によれば、第I期期末には、[割引債20, 受取利息20]と仕訳される。問題は、この受取利息20が、どのように算出されたのか、という点である。すなわち、(a) $[100 \times 0.2 = 20]$ として算出されたのであろうか、それとも、(b) $[144/1.2 - 144/1.2^2 = 20]$ として算出されたのであろうか。もちろん、どちらであっても同じ数値が算出されるのであるが、

(a) なのか (b) なのかによって、その理論的意味合いは、まったく異なってくる。

すなわち、(a) であれば、受取利息といういわばフロー 20がまず決まり、第 I 期期首額 (ストック額) 100に、その受取利息額 (フロー額) 20を加えることによって初めて、第 I 期期末額 (ストック額) 120が明らかになる、という論理になっている。逆に言えば、第 I 期期中の受取利息額 (フロー額) が判明するまでは、第 I 期期末額 (ストック額) は、未知数になっているということである。そこでは、フロー額がストック額を規定しているのであるから、フローとストックとの関係という視点からすれば、いわゆるフロー起点方式 (フロー主導方式) という計算方式に他ならない。

それに対して、(b) であれば、期首時と期末時とのストック額 (それぞれ、100および120) は、既に定まっており (つまり既知数であり)、そのストック差額として、受取利息 (フロー) 額20が算出されることになる。そのかぎりでは、受取利息額は未知数ということになる。こうした計算方式については、一般的には、ストック額がフロー額を規定しているものとしてのストック起点方式とよばれているようであるが、しかし、この場合には、フロー (物量的フロー) など、どこにもないので、ストック差額方式 (ストック主導方式) と筆者はよんでいる。いずれにしても、この (b) は、計算方式としては、(a) とは本質的に異なっているのである。

会計理論が、現行会計実践の説明理論を企図するのであれば、割引債に関する第 I 期期末の仕訳における受取利息額の算出方法が、(a) なのか (b) なのかを、つまり、採用されるべき計算方式を合理的に説明しなければならない。そうした計算方式に関する議論を含まないかぎり、割引債の期末評価額も、合理的に説明されたとは言えないのではないだろうか。

このように考えれば、現行会計実践に関する評価規約を合理的に説明しようとするかぎり、計算方式の概念が、不可欠なのではないだろうか。したがって、斎藤学説の事業資産・金融資産分類において、計算方式とのかかわりが語られていないことは、筆者には、得心がゆかないのである。

その点、配分・評価分類においては、計算対象の論理のみならず、計算方式の論理とのかかわりも論じられている。したがって、その点については、それ自体としては妥当性があると筆者は考えている。ただし、そこにも、問題なしとしないが、その詳細は、次の (4) で取上げることしよう。

(4) 配分・評価分類における計算対象と計算方式との関連性の欠如の問題

以上のように、会計処理 (評価規約) を合理的に説明しようとするかぎり、計算対象の概念のみならず、計算方式の概念も必要不可欠になると筆者は考えている。したがって、配分・評価分類の場合には、計算対象の論理のみならず、計算方式の論理についても言及されていることについては、それ自体としては、説明理論として妥当であると言えよう。しかしながら、その場合に問題なのは、計算対象の概念と計算方式の概念との関連であり、それが、合理的に説明されているかどうかである。

しかしながら、斎藤学説においては、その点について、特に言及されていない。配分および評

価のメルクマールあるいは定義として、一方の配分概念については、計算対象の属性としての換金制約性と計算方式の属性としてのフロー起点方式とが、他方の評価概念については、計算対象の属性としての換金非制約性と計算方式の属性としてのストック起点方式とが、列記されているだけなのである。

計算対象の属性と計算方式の属性とを含んで、配分概念および評価概念がいわば定義されたために、逆に言って、計算対象の属性と計算方式の属性とを関連づけるという作業が、視野の外に置かれてしまったのであろうか。

いずれにしても、計算対象と計算方式との関係づけは、斎藤学説においては、欠落していると言わざるを得ない。

それでは、この点について、一体、どのように考えたらよいのであろうか。結論的には、計算対象と計算方式とには、密接な関係があると筆者は考えている。そのことは、(3)での論述からも推察できると思われるが、この論点の重要性に鑑み、若干の私見を述べておこう。

ただし、計算方式の概念には、損益計算要素が収益・費用のふたつか利得（損失）のみのひとつか（二面的損益計算形態か一面的損益計算形態か）の問題、物量的フローの存否の問題、フローとストックとの関係の問題等が含まれており、計算方式についての本格的な検討のためには、それらの諸問題の関連性も問われなくてはならないが、ここでは、とりあえず、一番目に指摘した損益計算形態の側面だけを取上げよう。

商品・製品等については、売却損益という交換的損益の獲得を企図しているので、商品の出と対価の入りとの交換が不可欠であり、そのために、計算方式としては、収益と費用とによる二面的損益計算という形態をとらざるを得ない。そして、こうした交換的損益というものが、企業会計に生じたのは、企業が、損益産出活動として、価値生産活動を行なっているからに他ならない。この価値生産活動というのは、人間労働力の犠牲により、付加価値を付した経済財を創出し、市場において対価と交換することを企図している。したがって、そこでは、犠牲（費用）と成果（収益）というふたつの概念が、不可欠なのである。このように、二面的損益計算という計算方式は、交換的損益という概念を媒介として、価値生産活動という計算対象と結び付いているわけである。

他方、企業の損益産出活動には、価値生産活動とは異質の資本貸与活動（金融活動）も存在するが、そこでは、資金を他企業に利用させつつ、その時間的損益の獲得が企図されている。その時間的損益というのは、時間の経過に従って変動したストック額の増減差額に他ならないので、その損益の要素は、ストック差額としての利得（損失）という唯ひとつしか存在しない。つまり、計算方式としては、一面的損益計算になるのである。このように、時間的損益という概念を媒介として、一面的損益計算という計算方式と資本貸与活動（金融活動）という計算対象とは、結び付いているのである。

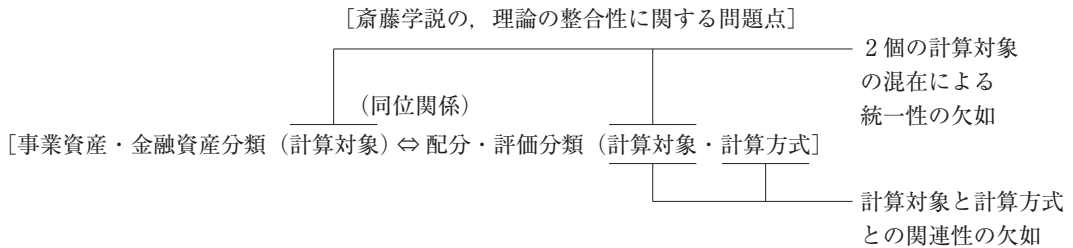
このように考えれば、計算対象の概念と計算方式の概念とには、密接な関連があるとみてよいのではないだろうか。すなわち、計算対象に関して識別された或る損益産出活動には、それに固有の計算方式が存在しているし、別の損益産出活動には、別の固有の計算方式が存在しているの

ではないだろうか。このように、計算方式というのは、計算対象によって規定されると筆者は考えている。かくして、計算対象は、それに適合する計算方式を選定しつつ、その計算対象および計算方式によって、評価規約が規定されていると考えてよいのではないだろうか。

* * *

以上の補論で検討したことを纏めれば、次のようになろう。

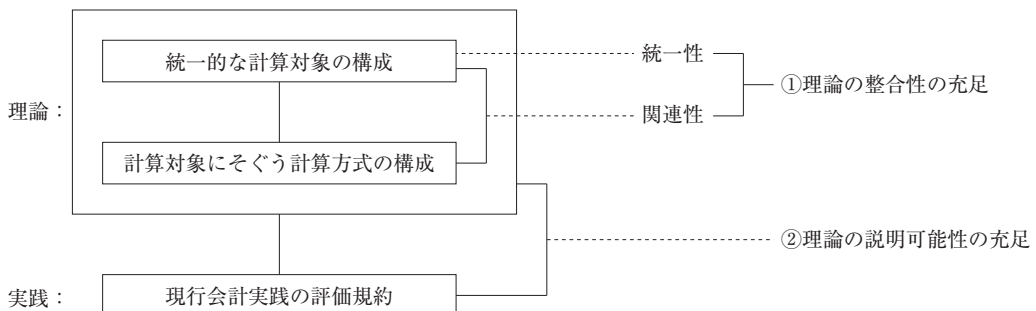
＜図表補論 3＞



斎藤学説における理論の構造（つまり、理論の整合性の具備）の側面については、以上のように、Vで見たような計算対象上の統一性の欠如に加えて、計算対象と計算方式との関連性の欠如という問題点も、指摘されなければならない。したがって、結論的には、事業資産・金融資産分類と配分・評価分類という2個の計算対象の混在による統一性の欠如と、計算対象と計算方式との関連性の欠落というふたつの理論的欠陥（整合性の欠如）²⁹⁾が、指摘されなければならないのである。

要するに、斎藤学説の問題点は、図表54および図表補論3に端的に示されているように、一方、理論の構造面に関しては、2個の計算対象の混在による整合性の欠如、および計算対象と計算方式との関連性の欠落による整合性の欠如という2点に、他方、理論の機能面に関しては、現行会計の説明に不適切な事業資産・金融資産分類および配分・評価分類の導入による、現行会計実践に対する説明力の不備という点に、集約できるとするのが筆者の結論である。

29) このふたつの問題点が是正されるならば、評価規約の規定要因に関する理論の構造および機能は、次のようなものになるであろう。



参 考 文 献

- 大日方 [1996] : 大日方隆稿「金融商品の評価と開示(その1)」『企業会計』第48巻第11号
- 笠井 [2000] : 笠井昭次著『会計の論理』税務経理協会
- 笠井 [2005] : 笠井昭次著『現代会計論』慶應義塾大学出版会
- 笠井 [2010] : 笠井昭次著『現代日本会計学説批判Ⅲ』慶應義塾大学出版会
- 笠井 [2013a] : 笠井昭次稿「会計の機能の再構成」『三田商学研究』第56巻第2号
- 笠井 [2013b] : 笠井昭次稿「定利獲得目的金融資産の会計処理の再構成(1)——測定規約の統一性を求めて——」『三田商学研究』第56巻第4号
- 笠井 [2018] : 笠井昭次稿「評価規約における収益費用観・資産負債観の意義——意思決定有用性学説(1)——」『三田商学研究』第61巻第5号
- 笠井 [2019] : 笠井昭次稿「評価規約における収益費用観・資産負債観の意義——意思決定有用性学説(3)——」『三田商学研究』第62巻第1号
- 斎藤 [1995a] : 斎藤静樹稿「金融資産の評価をどう考えるか」『JICPA ジャーナル』No.479
- 斎藤 [1995b] : 斎藤静樹稿「債券投資の成果と償却原価法——会計における配分と評価——」『企業会計』第47巻第6号
- 斎藤 [1999] : 斎藤静樹著『企業会計とディスクロージャー』東京大学出版会
- 斎藤 [2002] : 斎藤静樹稿「終章 総括と補足」(斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』中央経済社)
- 辻山 [2002] : 辻山栄子稿「IX-1章 利益の概念と情報価値(1)」(斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』中央経済社)
- ビーバー [1986] : W. H. ビーバー著/伊藤邦雄訳『財務報告革命』白桃書房
- 山榘 [1967] : 山榘忠恕著『近代会計理論』国元書房
- 米山 [2003] : 米山正樹著『減損会計——配分と評価——(増補版)』森山書店